

坂井市中小企業者向け

低利融資制度をご利用ください

坂井市と金融機関のタイアップによる、中小企業者向けの融資制度である「坂井市中小企業者等振興資金」を、ぜひご活用ください。

(1) 坂井市中小企業者等振興資金制度の内容

融資の種類	一般資金		開業資金	借換資金
対象者	1年以上事業を継続している中小企業者		・新たに事業を開始しようとする方 ・創業後1年未満の中小企業者	1年以上事業を継続している中小企業者
資金使途	設備資金	運転資金	設備資金・運転資金	設備資金・運転資金
融資限度額	3,000万円	2,000万円	1,500万円	2,000万円
融資期間	10年以内 (据置6か月を含む。)	7年以内 (据置12か月を含む。)	7年以内 (据置期間12か月を含む。)	10年以内 (据置12か月を含む。)
貸付利率	1.70% (保証協会保証付で 1.50%) ※福井県中小企業育成資金(一般)に準じる		1.45% ※福井県開業支援資金(無担保)に準じる	5年以内 1.90% 福井県中小企業育成資金(一般)+0.4% 7年以内 2.10% 福井県中小企業育成資金(一般)+0.6% 10年以内 2.40% 福井県中小企業育成資金(一般)+0.9%
保証協会	信用保証協会の保証を付けた場合 貸付利率を0.2%軽減します。		原則信用保証協会の保証を 付けていただきます。	
返済方法	月賦による元金均等償還			
融資の条件	・ 法人の方については、坂井市内に事業所を有している(開業の場合、有しようとしている)こと。個人の方については、個人が市内に住所を有していること。 ・ 信用保証協会の保証対象業種であること。 ・ 過去に不渡り停止処分を受けていないこと。 ・ 市税を完納していること。			
取扱金融機関	福井銀行・福井信用金庫・北陸銀行・福邦銀行・北國銀行			
その他	・ 担保および連帯保証人は取扱金融機関の定めによります。 ・ その他の条件については、取扱金融機関の定めによります。 ・ 貸付利率は変更になることがあります。(表中の利率は 令和7年4月1日現在 です。)			

(2) 信用保証料の補給(平成29年4月1日～)

坂井市中小企業者等振興資金において、信用保証協会の保証を受けた方に保証料率0.6%相当分を補給いたします。

(3) 問い合わせ先

各取扱金融機関

